

## 弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

### 1 概要

ごみ収集場所(ステーション収集、戸別収集問わず)から、家庭系ごみを持ち去る行為を弘前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(平成18年弘前市条例第96号。以下「条例」という。)により制限するもの。

### 2 改正のねらい・理由

- ①ごみ出しする市民のプライバシーの保護
- ②持ち去り行為による市民の分別意欲の減退を避けるため
- ③一般廃棄物の適正処理の確保

### 3 制限対象

行政回収している全てのごみ

### 4 罰則を設けた理由

罰則がなければ条例違反行為が繰り返されることが懸念されるため、持ち去り行為を抑止するため、行為者に対する罰則規定を設けたもの。

### 5 運用及び罰則

以下の順序で運用する。

- ◆市民からの通報等  
→行為者特定
- ◆警告に従わない
- ◆命令違反の繰り返し



### 6 適用年月日 令和7年1月1日から施行

#### (参考) 全国的な状況

- ・全国的に条例において持ち去りを禁じている自治体の約半数が罰則を規定している。
- ・罰金・料金・過料を規定している自治体の8割以上が、200,000円以下の罰金としている。  
→持ち去ったごみを売却し、資金として得られる額よりも高い額を設定しないと抑止効果が期待できることから、罰金として規定するケースが多いものと想定。